

4 調査を中止した事例

令和4年度(2022年度)に処理した事例で、調査を中止したものは次のとおりです。

- **調査開始後に調査の必要がなくなったもの（熊本市オンブズマン条例第17条）**

調査開始後に申立人自らが、申立ての取り下げを行ったことにより、調査を中止したものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(1) システム運用保守業務委託等の随意契約と再委託 対象の委託業務は実質的には弊社が下請けでやっており、この業務の委託契約については随意契約ではなく一般競争入札すべきである。
(2) 公園の利用制限 公園でのサッカーなどは危険行為であるため、これを禁止する看板が設置されないことに納得がいかない。